

一、本會は、労働者の福利を第一とし、その生活の向上に努むることを宗旨とする。
 二、労働者の権利を擁護し、その利益を代表する。
 三、労働者の教育を奨励し、その知識の増進に努むる。
 四、労働者の健康を維持し、その生活の安定に努むる。
 五、労働者の団結を促進し、その力を統一する。
 六、労働者の意見を政府に反映し、その政策の改善に努むる。
 七、労働者の生活水準を向上させ、その幸福を追求する。
 八、労働者の権利を侵害する者に対しては、法的な手段を講ずる。
 九、労働者の福利を促進するために、各種の事業を実施する。
 十、労働者の生活の安定を確保するために、各種の事業を実施する。

(100号)

5. 6. 30  
1281

勞社第一八八三拜  
 昭和五年六月十七日

警視 總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社會局長 官 殿

合資會社東京鐵骨橋梁製作所、勞働爭議  
 二関スル件 (第七報)

要旨 本社前、六月十日以後、四日間、合計四十八名、入場職工アリテ、活発ニ呈  
 示ルカ、十五日、三罷業、罷工ニ至リテ、労働者、皆、以テ、罷工セリ  
 爭議、固實ニ要切者アリテ、知リ、警視、總監、ニ、請ヒ、解決、スレテ、十五日、夜、三、時、同  
 盟本部、福岡、也、リ

標記勞働爭議ハ、其後、裏切、致、シ、潰出、スルニ、至リ、兩者、對